（厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則等の廃止）

第三十四条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第六号）

二　救急救命士法第四十八条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第五十六号）

三　診療放射線技師法第二十九条の二及び診療放射線技師法施行令第十九条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第五十八号）

四　臨床検査技師等に関する法律第二十条の二の二及び臨床検査技師等に関する法律施行令第二十二条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第五十九号）

五　理学療法士及び作業療法士法第十七条の二及び理学療法士及び作業療法士法施行令第二十一条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第六十号）

六　柔道整復師法第二十五条の二及び柔道整復師法施行令第十四条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第六十一号）

七　視能訓練士法第二十条の二及び視能訓練士法施行令第二十一条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第六十二号）

八　臨床工学技士法第四十一条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第六十三号）

九　義肢装具士法第四十一条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第六十四号）

十　言語聴覚士法第四十五条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第六十五号）

十一　歯科衛生士法第十三条の七及び歯科衛生士法施行令第十四条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第六十六号）

十二　歯科技工士法第二十七条の三及び歯科技工士法施行令第二十一条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第六十七号）

十三　保健師助産師看護師法第四十二条の五及び保健師助産師看護師法施行令第二十六条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十九年厚生労働省令第六十八号）

十四　理容師法第十四条の三の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成二十年厚生労働省令第二十二号）

十五　美容師法第十六条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成二十年厚生労働省令第二十三号）

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三十五条　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第九号を次のように改める。

九　削除

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三十六条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のとおり改正する。

第一条のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十三条第一項を改める改正規定の次に次のように加える。

第二十三条の二第二項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第五条のうち厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百十三条第十九号の改正規定中「第七百十三条第十九号」を「第七百十二条第二十二号の三」に改め、同条第二十号の改正規定中「同条第二十号」を「同条第二十二条の四」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第三十七条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第四号を次のように改める。

四　削除

第七百七条第八号中「診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設」を「あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゅう師の養成施設並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設」に改め、「指定又は」を削る。

第七百七条第九号及び第十号を次のように改める。

九及び十　削除

第七百七条第十一号中「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）、」を削り、同条第十二号中「指定及び監督並びに」を「監督」に改め、「含む。）並びに」を「含む。）及び」に改め、同条第十三号中「、管理栄養士養成施設及び調理師養成施設」を「及び管理栄養士養成施設」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四　削除

第七百七条第十七号及び第十八号を次のように改める。

十七及び十八　削除

第七百七条第二十一号を次のように改める。

二十一　削除

第七百七条第二十九号から第三十一号までを次のように改める。

二十九から三十一まで　削除

第七百七条第三十五号を次のように改める。

三十五　削除

第七百七条第三十九号及び第四十号を次のように改める。

三十九及び四十　削除

第七百七条第四十二号中「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の下に「（平成二年法律第七十号）」を加え、同条第四十三号を次のように改める。

四十三　削除

第七百七条第四十九号を次のように改める。

四十九　削除

第七百七条第五十号中「母子保健法」の下に「（昭和四十年法律第百四十一号）」を加え、同条第五十一号から第五十四号までを次のように改める。

五十一から五十四まで　削除

第七百七条第五十七号を次のように改める。

五十七　削除